

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第66号

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則（平成15年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(協議を要しない土地開発行為) 第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 略 ア・イ 略 ウ 放送法（昭和25年法律第132号）<u>第2条第2号に規定する基幹放送</u> の用に供する放送設備 エ・オ 略 カ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設 キ～ソ 略 (4)～(6) 略</p>	<p>(協議を要しない土地開発行為) 第3条 条例第16条第2項第4号の規則で定める土地開発行為は、次に掲げる土地開発行為とする。 (1)・(2) 略 (3) 次に掲げる施設を設置するために行われる土地開発行為 ア・イ 略 ウ 放送法（昭和25年法律第132号）<u>による放送事業の用に供する放送設備</u> エ・オ 略 カ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設 キ～ソ 略 (4)～(6) 略</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。